

やまがた文化応援キャンペーン「料亭クーポン事業」参加施設募集要項

1. 料亭クーポン事業について

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受け、厳しい運営状況にある県内の料亭等を応援するため、料亭や料理屋での食事やテイクアウトの際に利用できるクーポンを発行し、県内の料亭文化を守るとともに、経済の活性化を促進する。

(2) 料亭クーポンの概要

①発行枚数 200,000枚

②利用内容

本クーポンに参加する施設でメニューを販売する場合に、支払額500円につき100円(1枚)の割引を行う。1人あたり最大1,000円(10枚)までを割引上限とする。

※500円未満の支払額に対してはクーポン利用不可とする。

※クーポンは、紙媒体等による発行はしない。参加施設がクーポン利用の流れに沿って100円引きを行うごとに、クーポンを1枚利用したものとみなす。各参加施設は、事務局から通知されたクーポン配分数を超えないよう、利用状況を把握しながらお客様へ引きを適用すること。

※舞子又は舞娘の派遣を利用し、かつ「やまがた文化応援キャンペーン」の割引を適用する場合は、舞子又は舞娘の派遣に係る費用と、その他メニューの利用に係る費用を切り分けて併用することは可とする。詳細な手順は「6. お客様のクーポン利用の流れについて」に記載のとおり。

③利用対象者

当面の間、山形県内に在住している方

④利用期間

令和3年11月19日(金)から令和4年2月28日(月)まで

※参加施設ごとに、各配分数が上限に達し次第利用終了となる。

⑤クーポン利用可能施設

本クーポンは、料亭クーポン参加施設として登録した施設でのみ利用が可能である。登録の条件は「3. クーポン参加施設の条件について」に記載のとおり。

⑥クーポンを利用できる商品

ア 参加施設が提供する料理

※施設によって、本クーポンの対象となる商品を限定することも可能とするが、その場合は、利用者が予め把握できるよう周知しておくこと。

イ 参加施設が提供する仕出し・テイクアウト

※仕出しについては、お客様へ提供する場合にのみ対象にすることとし、事業者間で取引を行う場合は対象外とする。

⑦クーポンを利用できない商品

ア 商品券(回数券を含む)、プリペイドカード等

イ ビール券等

- ウ 山形県プレミアム付クーポン券の割引を適用するもの
- エ その他県が不適切と認めるもの

2. 用語の定義

本要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会席料理

山形県の伝統料理等を含むコース形式の日本料理をいう。

(2) 大広間

1室が12畳以上の面積を有する和風の客室をいう。

なお、複数の客室をつなげて1つの和風の客室にできる場合は、つなげた状態の広さが12畳以上であれば、本要項における「大広間」とみなす。

3. クーポン参加施設の条件について

本クーポンの参加にあたっては、次の(1)から(10)までの全ての条件を満たすこと。

- (1) 山形県内に店舗を有し、会席料理を提供していること。
- (2) 県が実施する「山形県新型コロナ対策認証制度」において認証を取得済であること。
※認証に向けて申請中の場合でも本クーポンへの参加申請を行うことはできるが、
認証を取得するまでの間は、事務局はクーポンの配分を行わず、認証取得後、施設からの認定証の送付をもって参加の審査を行うこととする。
- (3) 施設内に大広間を有すること。
- (4) 「旅館業法」(昭和23年法律第138号)第3条第1項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている施設でないこと。
- (5) 本申請時点において、営業を行っていること。
- (6) クーポンを利用した場合の価格や利用できる商品、サービスなどを明確に説明できること。
- (7) クーポンを利用した適正な商品やサービスの精算ができること。
- (8) 「山形県暴力団排除条例」(平成23年県条例第26号)を遵守していること。
- (9) 公序良俗に反しないこと。
- (10) その他本事業に関して県の定める事項を遵守すること。

4. クーポン事業への参加申請方法について

本事業への参加申請にあたっては、次の書類を提出すること。

- (1) 料亭クーポン参加施設登録申請書(様式第1号)
- (2) 口座振込を受ける通帳の写し(通帳の1・2ページ目)
- (3) 新型コロナ感染対策認証制度における認定を受けたことを証する資料 (※)
- (4) 大広間の面積が記載された資料(施設見取り図等)
- (5) 会席料理を提供していることがわかる資料(施設のホームページ画面の写し等)

(※) 新型コロナ感染対策認証制度の認証に向けて申請中の場合の取扱いについて

本事業へ参加を希望する施設が、新型コロナ感染対策認証制度の認証に向けて

申請中の場合は、(1)、(2)、(4)、(5)の書類を令和3年11月30日(火)までに提出し、令和3年12月20日(月)まで、「(3)認定を受けたことを証する資料」を別途提出すること。上記期限までに当該資料の提出がない場合、県はクーポンの配分を行わない場合がある。

※ 申請者は、クーポンの利用開始日(令和3年11月19日)以降であっても、県からクーポン配分に係る決定通知が送付されるまで、お客様に対して割引きの適用を行わないこと。当該決定通知の発出より前に割引きを行った場合、その分については申請者が費用負担することとする。

【提出先】

山形県 観光文化スポーツ部 観光復活戦略課 精神文化・インバウンドプロモーション室
料亭クーポン事業担当 宛て

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1

TEL: 023-630-3362 FAX: 023-630-2097

【提出方法】 郵送、FAXのいずれかにより提出

【提出期限】 令和3年11月30日(火) 必着

※郵送の場合、封筒に朱書きで「料亭クーポン事業参加施設登録申請書在中」と記載すること。

※本申請にあたって提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

5. クーポンの配分について

- (1) 事務局は、1店舗あたり2,000枚を上限として、参加施設への配分数を決定し通知する。
- (2) 事務局は、毎月の利用状況に応じて配分数を調整する場合がある。変更する際は、事前に参加施設に通知する。

6. お客様のクーポン利用の流れについて

参加施設は、お客様からクーポン利用の申し出があった場合、以下の対応を行うこと。

<クーポン利用の対応手順>

- ① クーポン利用を希望するお客様(以下、「利用者」という。)は、来店時又は予約時に、クーポンを利用したい旨を申し出る。
- ② 参加施設は、利用者が県内在住者であることを確認した上で、利用者から必要事項を利用申込書(様式第2号)に記入してもらう。(※)
- ③ 支払額500円につき100円を割引の上、代金を受け取る。
※1人あたり最大1,000円(10枚)を上限とする。
- ④ 利用者が記入した利用申込書(様式第2号)は、クーポンの精算手続き時に写しを提出する必要があるため、各施設で保管しておく。

(※)「やまがた文化応援キャンペーン」登録施設が、舞子又は舞娘の派遣を伴うメニューに対してクーポンを利用する場合は、下記のとおり取り扱うこととする。

- ① 参加施設は、合計支払額を、「舞子又は舞娘の派遣に係る代金」と「その他メニューの提供に係る代金」に分けて算出する。
- ② 参加施設は、「舞子又は舞娘の派遣に係る代金」について、「やまがた文化応援キャンペーン」の割引を適用する。
- ③ 参加施設は、「その他メニューの提供に係る代金」について、料亭クーポンの割引を適用する。

7. クーポンの精算手続きについて

クーポン利用に係る割引き分（プレミアム分）については、1か月（毎月1日から末日まで）分ごとに精算手続きを行うこととする。ただし、11月利用分については、12月利用分と併せて令和4年1月に精算手続きを行うものとする。詳細な手順は下記のとおり。

<クーポンの精算手続き>

- ① 参加施設は、利用者が記入した利用申込書（様式第2号）を基に、1か月分のクーポン利用数を確定させる。
- ② 利用実績報告書兼請求書（様式第3号）に必要事項を記入する。
- ③ 翌月10日必着で、次の提出書類を、事務局へ郵送又は持参にて提出する。

書類送付に係る送料は参加施設の負担とする。（割引き分の振込手数料については事務局で負担する。）

なお、上記期限までに提出書類を提出しない場合、クーポン割引き分を精算できない場合があるため、提出期限には十分に留意すること。

<提出書類>

- ア クーポン利用申込書（様式第2号）原本 ※利用者分全てを提出すること。
- イ 利用実績報告書兼請求書（様式第3号）

<提出先>

本募集終了後、「利用マニュアル」にて参加施設へ通知する。

- ④ 事務局は、参加施設から送付された報告書等の内容を確認し、不備や疑義がなければ、割引き分を参加施設の指定口座に振り込む。（概ね請求月の月末まで）
- ⑤ 参加施設は、配分されたクーポンの利用を終了した場合、利用完了報告書（様式第4号）を速やかに県に送付すること。

<参考> 料亭クーポンの精算スケジュール（着色箇所は参加施設が行う内容）

日程	内容
令和4年1月10日まで	11月19日～12月31日利用分をまとめ、事務局へ提出
令和4年1月末まで	事務局にて提出書類を確認→参加施設の指定口座へ振込
2月10日まで	令和4年1月1日～31日利用分をまとめ、事務局へ提出

2月末まで	事務局にて提出書類を確認→参加施設の指定口座へ振込
3月10日まで	令和4年2月1日～28日利用分をまとめ、事務局へ提出
3月末まで	事務局にて提出書類を確認→参加施設の指定口座へ振込

8. 注意事項

- (1) 県は、参加施設に対し、必要があると認めるときは、調査又は必要な指示をすることがある。
- (2) 参加施設について、以下のいずれかに該当する場合、登録を取り消す場合がある。
- ① 参加施設が営業を終了した場合
 - ② 前項の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかった場合
 - ③ 法令に違反するなど参加施設として適切でないと認められる場合
 - ④ その他、本県の料亭文化のイメージに重大な支障を及ぼす恐れがある場合
- (3) 虚偽の申請等があった場合は、参加施設の登録を取り消し、法的措置を執る場合がある。

9. その他

参加施設は、指定口座の変更等、当初の申請内容に変更が生じた場合は、様式第1号に変更内容を記載し、速やかに県に届け出ること。

10. 問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県 観光文化スポーツ部 観光復活戦略課

精神文化・インバウンドプロモーション室

料亭クーポン事業担当

(電 話) 023-630-3362

(FAX) 023-630-2097

(インターネット) 下記サイト内問い合わせフォームから送信

<https://yamagatabunkaouen.jp/ryoutei/bosyuu>